

西脇市地域包括支援センター運営方針（案）
（令和 2 ～ 4 年度）

西脇市福祉部長寿福祉課

追加、変更箇所につきましては、本文中に下線を附記しております。

I 方針策定の趣旨

西脇市地域包括支援センター運営方針は、介護保険法第 115条の 47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定する。

II センター設置の意義・目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置する。（介護保険法第 115条の 46第 1 項）

センターの設置責任主体は西脇市であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与するものとする。具体的には、地域の関係機関の連携体制の構築等取組方針について、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めるものとする。

市が設置する介護保険運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認、協議及び評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンター運営を確保するものとする。

III センター運営上の基本方針

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的にかつ継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。

平成30年3月に策定した第7期西脇市高齢者安心プランでは、高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、在宅医療・介護連携、認知症施策及び介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の充実を重点課題とし、西脇市における地域包括ケアシステムを深化・推進するものとしている。センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中核的な役割を担う機関として、重点課題の事業推進に協力するものとする。

また、地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える個人・家族に対し総合的な支援ができるよう世帯全体に着目し、課題の把握を行い、必要に応じて関係機関との連携に努めるも

のとする。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当区域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。

地域住民、関係団体、サービス利用者、介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むものとする。

3 市との連携

高齢者の総合相談については、適切に保健福祉の推進が図れるよう市と連携し、相談支援等を行うものとする。市も地域住民の相談に応じつつ、センターや在宅介護支援センターと連携して、その活動を後方支援していくとともに、行政責任において適切に権限を行使し地域住民の保健福祉の推進を担うものとする。

また、センターは、市が地域包括ケアシステムの深化・推進に向け実施する在宅医療・介護連携推進事業及び生活支援体制整備事業について、市と情報共有を図り、事業の推進及び提案に積極的に協力するものとする。

併せて、市との連携を効果的に推進するため、市が定期的で開催するセンター業務連絡会に出席するとともに、日常的に市の担当部局との連絡・調整を徹底するものとする。

4 公正・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

介護予防ケアマネジメント業務や指定介護予防支援業務におけるサービス調整、委託先の調整、要介護者への居宅介護支援事業所の紹介等において、法人内の事業所を優先させることがないよう徹底し、調整の経緯や理由を相談記録に記載するものとする。

5 センターの運営評価

センターは、運營業務の自己評価を実施し、市へ提出するものとする。

また、市は西脇市介護保険運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れる

よう支援を行うものとする。

IV 業務の実施方針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

センターは、この運営方針に沿って年間の事業計画を策定するものとする。

(2) 職員の姿勢

職員は、業務の内容が地域で暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、業務を遂行するものとする。

(3) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、西脇市個人情報保護条例及び西脇市個人情報保護条例施行規則等関係法令に基づき、情報の漏えい防止や情報管理を徹底するものとする。

(4) 苦情対応

センター（指定介護予防支援事業所を含む）に対する苦情については、懇切丁寧に説明するとともに、誠意をもって解決するよう最大限努力し、内容及び対応結果について、書面により市に報告するものとする。

2 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

(1) 介護予防を目的としたケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする」ために支援するものであり、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものとする。

(2) ケアプラン作成上の留意点

利用者の心身や置かれている環境等に応じた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標達成に取り組んでいけるようケアプランを作成するものとする。単に利用者の困りごとに対して、それを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援につながるよう、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくものとする。

(3) ケアマネジメントの実施者

センターにおける包括的支援業務、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防支援業務を合わせた全体の業務量を考

慮し、包括的支援業務に従事する3職種以外の介護支援専門員等の職員の配置や、居宅介護支援事業所への委託を適宜行い、実施体制を整備するものとする。

3 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

ア 民生委員児童委員、医療機関、在宅介護支援センター、介護サービス事業者、日常生活支援に携わるサポーター、その他地域における関係者と連携し、支援を必要とする高齢者の把握及び高齢者が安心して生活できるよう支援するためのネットワークの構築を推進するものとする。

イ 地域のネットワークについては、3職種で情報を共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組むものとする。

ウ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組むものとする。

(2) 実態把握

あんしんは一とねっと事業者、関係機関、同居していない家族、近隣住民からの相談や情報収集等により、高齢者や家族の状況等について実態把握を行うものとする。

(3) 総合相談

ア 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関、制度、サービス等につなげるものとする。

イ 関係機関からの相談に対して速やかに対応し、報告するなど、信頼関係の構築に努めるものとする。

ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整えるものとする。

(4) 困難事例への対応

重層的な課題を抱えている世帯、地域から孤立している世帯、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等の困難事例を把握した場合は、地域ケア個別会議の活用等職員が連携して対応策を検討し、対策を講じるものとする。また、必要に応じて、市とも連携を図り、適切に対応するものとする。

(5) 認知症に関する相談

ア 県が掲げる認知症に関する相談窓口「認知症相談センター」として、本人・家族の支援を行うものとする。

イ 認知症施策推進大綱の基本的な考え方を理解し、市が取り組む認知症施策推進に協力するものとする。

4 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、地域住民や関係機関等の理解が深まるよう啓発活動に取り組むものとする。

(2) 高齢者虐待への対応

ア 高齢者虐待の相談窓口として周知を図り、地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待の早期発見及び防止に取り組むものとする。

イ 通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「西脇市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市とも連携を図り、適切な対応を行うものとする。

ウ 虐待等から保護するため、老人福祉施設等への措置が必要な場合は、市との連携を図り支援するものとする。

(3) 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為などを支援するため、成年後見制度の活用を支援するものとする。

イ 成年後見制度の利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行うものとする。

ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが、申立て可能な親族がいない場合等は市と連携を図り、市長申立てへつなげるものとする。

(4) 消費者被害防止

ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して消費者被害事例に対応できる体制を整備するものとする。

イ 地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のために関係機関に通報するものとする。

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的な支援を実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援するものとする。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うものとする。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供、事例検討会及び研修会を実施するものとする。

ウ 困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例等について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行うものとする。

エ 介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員同士のネットワークの構築、活用を図るものとする。

6 地域ケア会議推進業務

(1) 地域ケア個別会議の実施

ア 総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメント業務等で把握した困難事例等に対し、支援のあり方を検討し個別ケースの課題解決を図る中で、地域のネットワークの形成、多職種連携及びケアマネジメント支援を図るものとする。

イ 多職種からの専門的な助言を得ながら支援内容を検討し、課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOLの向上を目指すものとする。

ウ 地域ケア個別会議は、市が設定する実施数の目標値を念頭に、市内の全ての介護支援専門員が年に1回は地域ケア個別会議で支援が受けられるよう努めるものとする。

地域ケア個別会議実施数の目標値：年間50件

エ 今後、高度な医療やリハビリテーションを必要とする在宅高齢者が増加していくことから、必要に応じ医師等の専門職の参加を依頼するものとする。

オ 介護支援専門員のケアマネジメント支援を目的に、必要に応じ、主任介護支援専門員の参加を依頼するものとする。

(2) 地域ケア推進会議への協力

市が実施する地域ケア推進会議の開催に対し、地域ケア個別会議で明らかとなった地域の課題、資源開発及び政策形成についての提案を行うものとする。

7 認知症総合支援事業

(1) 認知症の人やその家族に対する相談支援

認知症地域支援推進員を中心として、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援を行うものとする。相談支援に当たっては、本人の意思が尊重され、自分らしい暮らしが続けられるよう支援するものとする。

(2) 地域における支援体制の構築

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者及び認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係機関との連携体制を構築するものとする。

また、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築するものとする。

(3) 地域への普及啓発

認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座の開催等、認知症に関する理解及び地域での見守りを促進するための取組を行うものとする。